

仙台市職員共済組合第3期データヘルス計画推進支援業務委託仕様書

1 件名

仙台市職員共済組合第3期データヘルス計画推進支援業務委託

2 目的

仙台市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が策定した「仙台市職員共済組合第3期データヘルス計画」（以下「現計画」という。）に基づく保健事業の実施を支援し、共済組合加入者（以下「加入者」という。）の健康の保持増進に加え、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。

なお、医療費等の分析及び保健事業の評価と提案にあたっては、国（総務省、厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた最新の医学的知見に基づくものとする。

(1) データ分析

共済組合が提供するデータにより、下記の内容を中心に分析することとし、必ず、加入者全体と組合員、被扶養者ごとの比較、年齢、性別、所属所ごとの視点で分析すること。また、一般組合員と短期組合員を分けて集計すること。データ分析の方向性については事前に共済組合と協議の上決定し、必要に応じて追加分析を行う。

また、国や、他の政令指定都市等が公表しているデータがある場合は、可能な範囲で比較すること。

- ① 組合加入者全体と組合員（一般組合員と短期組合員別）、被扶養者ごとに、年齢、性別等の人数構成を分析
- ② 医療費分析（総医療費、1人当たり医療費、疾病別医療費等）
- ③ 高額医療費の分析（高額化している疾病で予防可能なもの特定）
- ④ 疾病保有状況の分析（生活習慣病、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、その他のがん、脳卒中、虚血性心疾患、メンタル系疾患の保有者数、新規保有者数等）
- ⑤ 人工透析患者及び糖尿病性腎症に関する分析
- ⑥ 重複受診、頻回受診、重複処方に関する分析
- ⑦ 歯科に関する分析

- ⑧ 健康診断結果に関する分析（肥満、血糖値、血圧、脂質、喫煙、肝機能、腎機能、生活習慣の各項目及びリスクの重複状況を考慮した分析）
 - ⑨ 健康診断結果と医療費の関連分析
 - ⑩ 特定健診・特定保健指導の実施状況（未受診者の傾向）
- ※各分析帳票には考察を記載すること。

(提供する帳票・データ)

- ・レセプトデータ（令和3年4月～令和4年9月診療分 約20,000件/月、
令和4年10月～令和8年3月診療分 約32,000件/月）
 - ・特定健診等受診結果データ（令和3年度～令和4年度 約10,000人分/年、
令和5年度～令和7年度 約14,000人分/年）
 - ・特定保健指導結果データ（令和3年度～令和5年度 約600人分/年、
令和6年度～令和7年度 約700人分/年）
- ※令和7年度分は令和8年11月頃に引き渡し予定
- ・加入者基本データ
 - ・その他、分析に必要と認められるもので、共済組合が提供可能なもの

(共済組合の状況)

- ・所属所数 7か所（所属所別の分析を行う場合の所属数）
- ・組合員数 14,876人（うち短期組合員4,879人）、被扶養者数 9,117人
(令和7年度末見込)

(2) 保健事業の評価分析及び提案

- ①共済組合が前年度に実施した保健事業について、各種データや基礎分析に基づき評価分析を行うこと。評価する項目等は、後期高齢者支援金総合評価指標に基づくもの及び別途共済組合から指示するものとする。
- ②分析結果及び現計画を踏まえ、健康課題や翌年度以降に修正又は新たに実施すべき保健事業の内容、保健事業を実施する際の達成すべき目標（アウトプット）及び保健事業を実施することによる健康課題解決の達成目標（アウトカム）等について報告書に記載すること。
- ③厚生労働省「データヘルス計画作成の手引き（第3期改訂版）」をはじめとする国の方針を踏まえた現計画中間評価支援を行うこと。

(3) 分析結果等の報告

上記(1)及び(2)について、分析の進捗状況に応じ3回程度に分けて報告書を作成し、共済組合へ提出すること。報告書は、理解に時間がかかるものにならないよう、表やグラフを活用し、分かりやすさや見やすさに配慮すること。

(4) 事業主向け報告・説明の実施

上記(3)とは別に、事業主と共済組合の協働体制を構築し、仙台市職員の健康づくりを推進するために実施する仙台市コラボヘルス推進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）の場で、各事業主向けに1時間程度の報告・説明を実施すること。

- ・開催時期：令和8年8月頃に1回開催予定。
- ・場所：仙台市役所及びその周辺庁舎の会議室を予定。
- ・説明内容：分析結果に基づく直近の当組合員の傾向、健康経営の重要性やコラボヘルスの意義等について、最新の国や他自治体等の動向等を踏まえながら、事業主や所属所の行動変容を促すきっかけづくりとなるよう考慮の上、説明すること。説明内容については、事前に共済組合と協議の上決定すること。
- ・配付資料の作成：連絡会議で配付する資料については、連絡会議の10営業日前までに共済組合に提出し、内容について協議の上、共済組合の承認を得て配付すること。

(5) 事業主との連携・協働（以下「コラボヘルス」という。）への支援

上記(4)をはじめ、コラボヘルスを推進するために共済組合が関係者との協議・調整を行う際に、必要に応じて関係者の理解が深まるような助力（所属所別レポート作成、資料提供等）を行うこと。

(6) 成果物の提出について

成果物は、共済組合において加筆・修正しやすい形式にした上で、共済組合に電子データで納品すること。

(7) 情報と認識の共有のための協議

受託者は、最低でも2か月に1回程度、業務進捗報告及び情報と認識の共有のための打合せを行うこと（オンライン可）。なお、上記(3)の報告書提出時は必ず打合せを実施し、資料の内容について説明すること（オンライン可）。

5 スケジュール（予定）

令和8年4月	事業開始前の打合せ
5月	データ提供※
7月	報告書提出（分析結果速報等）
8月	連絡会議の場で事業主向け報告・説明（課長職対象）
10月	報告書提出（分析結果の報告・保健事業の評価分析結果等）
11月	データ提供※

1月 報告書提出（特定保健指導の実施状況分析結果、最終報告等）
※データの提供時期は、受託者と共済組合が協議の上決定。

6 業務の実施体制

受託者は、実施責任者を1名配置するとともに、実施責任者が共済組合からの問い合わせに対して、医学的な裏付けや関係法令、社会の動向等を踏まえた回答が常時可能な体制を組むこと。また、データの運用に当たっては、システムに精通した者が担当すること。

7 支払方法等

- (1) 業務に関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。
- (2) 全ての業務が完了し、共済組合が行う検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

8 再委託の禁止

受託者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

9 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

10 成果品の利用及び著作権

成果品に関する取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、共済組合に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 共済組合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11 個人情報の取り扱い

受託者は個人情報の取扱いについて、以下を遵守する。このことは本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

- (1) 受託者は、個人情報データ及び諸記録の管理にあたっては、漏洩、滅失、き損及

- び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じるものとし、管理徹底する。
- (2) 受託者は、受託業務の履行に際して知り得た事項は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。このことは本契約が終了し、又は解除された後も同様とし、従事者についても遵守させることとする。
- (3) 本業務を行うにあたっては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や委託者の意図を十分に理解した上で誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務について新たに国から指針等が示された場合には、本業務への影響について分析し、適切に対応すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、必要に応じて契約者双方が協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については、共済組合の指示によることとする。